

7高支課第7842号
令和7年11月20日

障害福祉サービス事業所 管理者 様
障害児通所支援事業所 管理者 様

相模原市地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課長

契約内容報告書の提出について（通知）

日頃より本市の障害福祉行政の推進に多大なるご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、事業者は支給決定障害児者と契約をしたとき、契約内容について、契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項／通所受給者証記載事項）報告書により、市町村に報告することとなっておりますが、今般、国が示している「介護給付費等に係る支給決定事務等について」及び「障害児通所給付決定事務等について」の一部改正により、提出を省略できる取扱いとなりましたので、本市においては提出は求めないものとしします。

なお、市外の事業所で、事前に請求内容の確認のためお送りいただくことを妨げるものではありません。

また、サービス提供実績記録票につきましても請求システムにて送付が可能であることから、引き続き提出を必須としているものではないことを申し添えます。

※必要に応じて提出を求める場合もありますので、ご承知おきください。

《問い合わせ先》

相模原市 地域包括ケア推進部
高齢・障害者支援課 障害認定・給付班
電話：042-769-8272